

芸能従事者特別加入 労災保険のあり方について



令和4年10月21日

全国芸能従事者労災保険センター理事長

日本芸能従事者協会 代表理事

森崎めぐみ

目次



1. **セーフティーネットのない芸能従事者**

2. 厚労省へ「特定作業従事者」の**要請**

3. **制度設計**（料率、業務の範囲、業務遂行性）

4. **全国対象のオンライン**特別加入団体の設立

5. **相談窓口**の開設（安全衛生体制の確立）



舞台ミュージカル



歌舞伎のケレン（宙づり等）

芸能実演家は危険が
多い仕事なのに、
厚生労働省の定める
労災保護の対象に
なっていませんでした



奇術・マジック【ドルフィン加藤】



バレエ
（リフト等）

Brussels, September 2,
2019

Distinguished Minister,

令和元年(2019年)
国際俳優連合から
厚生労働大臣へ、
特別加入労災適用の要望書

The International Federation of Actors represents performers' trade unions, guilds and professional associations in about 70 countries. In a connected world of content and entertainment, it stands for fair social, economic and moral rights for hundreds of thousands of performers working in all recorded media and in live theatre.

FIA is very worried about the deplorable conditions that performers in Japan, most of whom are freelancers, continue to withstand on a daily basis. Despite their outstanding contribution to Japanese culture and to the production of high-quality drama and entertainment, they account among the least protected workers in modern society.

FIA regrets that Japan has not yet ratified the ILO Convention concerning the Elimination of Violence and Harassment in the World. Such convention acknowledges the fundamental right of all workers, irrespective of their contractual status, to be protected against all forms of harassment – including gender-based.

A recent reform in Japan has started addressing workplace bullying and harassment but only with respect to employed workers. As most performers are hired as freelancers, they fall short of this protection and continue to work in extremely unsafe environments.

International media has exposed some of the worse abusive practices that performers have to withstand on a daily basis simply to be able to work, due to opaque and unregulated environments. This is also the case in Japan, as recent survey by the Japanese Actors' Union has shockingly unveiled.

FIA therefore calls on the Japanese government to also address the situation of independent contractors and other freelance workers, on the basis of the Law of Equal Employment Opportunities.

FIA further notes with great concern that performers in Japan are not entitled to compensation under the Industrial Accident Compensation Insurance Act. Once again, this is due to the fact that these benefits are solely granted to employed workers.

The definition of "worker" in Japan appears to be unreasonably narrow. As a result, most Japanese performers must take up their own insurance, despite the fact that only few of them can afford to pay premiums. Work-related accidents are commonplace in our industry and these frequently also lead to permanent injuries and even death.

We understand that the entertainment industry could be granted special status under the Industrial Accident Compensation Insurance Act, and that this could extend statutory coverage also to Japanese performers.

We urge the Japanese government, in the strongest possible terms, to consider granting such extension. This would dramatically improve the working conditions of tens of thousands of professional performers who currently fear for their safety every time they walk onto a stage or set.

FIA stands by the Japanese Actors' Union as they courageously seek to gain proper status recognition for their freelance members.

Yours truly,



Dominick Luquer, General Secretary of FIA

2022/10/21



2020年6月25日 内閣府「フリーランスにも労災保険を」
企業に雇われていなくても労災保険に加入しやすくなるように対象拡大

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令及び

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
の施行等について

4 芸能関係作業従事者に係る特別加入の新設(労災則第46条の18第6号関係)

(1)加入対象作業 放送番組(広告放送を含む。)、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業(ただし、労災則第46条の17第2号に規定する土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業(以下「建設の事業」という。)に該当する作業及び労災則第46条の18第7号に規定するアニメーションの制作の作業を除く。)

(2)加入対象者 労働者以外の者であって、(1)に係る作業を行う者を加入対象者とすること。具体的には以下の職種が想定されるが当該特別加入者の承認に当たっては、職種を限定するものではないため、業務内容等の実態をみて判断すること。

ア 芸能実演関係 俳優(舞台俳優、映画及びテレビ等映像メディア俳優、声優等)、舞踊家(日本舞踊、ダンサー、バレリーナ等)、音楽家(歌手、謡い手、演奏家、作詞家、作曲家等)、演芸家(落語家、漫才師、奇術師、司会、DJ、大道芸人等)、スタント、その他類似の芸能実演に係る作業に従事する者

イ 芸能製作関係 監督(舞台演出、映像演出)、撮影、照明、音響・効果、録音、大道具、美術装飾、衣装、メイク、結髪、スクリプター、アシスタント、マネージャー、その他類似の芸能製作に係る作業に従事する者

(3)保険料率及び特定業種区分 第2種特別加入保険料率は1000分の3、作業の種類の番号は特21とされた(徴収則第23条及び別表

(5)災害の認定基準

ア 業務災害の認定

(ア)業務遂行性は、次の行為を行う場合に認めるものとする。

a 契約に基づき報酬が支払われる作業

(以下「**契約による作業**」という。)のうち(1)に規定する作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合

(注1)「音楽、演芸その他芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業」とは、芸能に関し依頼を受け契約を締結してから最終的な成果物の提供(演出及び企画を含む。)に至るまでに必要となる作業をいう。ただし、**自宅等で行う場合については、特に私的行為、恣意的行為ではないことを十分に確認できた場合に業務遂行性を認めるものとする。**

例)俳優・声優における**打ち合わせ、稽古、リハーサル、公演、撮影、宣伝活動等**、プロデューサーにおける**会議、撮**

影場所・ロケ撮影現場の**下見**、撮影指示等

(注2)大規模な舞台や大道具を製作するに当たり、建設の事業の様態を伴って行う作業については、加入対象作業から除外されているため業務遂行性は認められないが、舞台上に設置できる程度的大道具、背景等を製作する作業及びその製作物を建設の様態を伴わずに設置する作業については、業務遂行性が認められる。

(注3)スタント等の**危険を伴う作業については、故意に安全装置を無効化させる等の積極的行為が無ければ、支給制限の対象とならない。**

b 契約による作業に必要な移動行為を行う場合(通勤災害の場合を除く)

例)**テレビ局からロケ撮影現場への移動、映画撮影における撮影場所の移動等**

(イ)業務起因性は、**労働者の場合に準ずる**こと。

イ 通勤災害の認定 芸能関係作業従事者の**住居と就業の場所との間の往復の実状等から、通勤災害についても労災保険の対象**とし、通勤災害の認定については、**労働者の場合に準ずる**こと。



全国芸能従事者労災保険センター
東京労働局長承認

☎ 03-5761-8338

受付時間 9時～17時

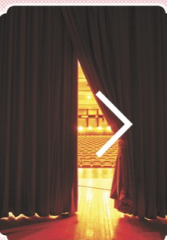
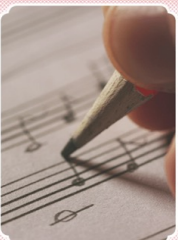
試算とお申込 >

HOME

団体のご案内

お問い合わせ

会員ページ



芸能従事者のための政府労災保険

個人で自由に加入できる芸能労災保険センター



当センターは全国の芸能従事者の皆さまが、お仕事中はもちろん

それに伴う移動中、通勤時の災害を補償する労災保険に加入するための窓口(特別加入団体)です。

また安全衛生・災害防止研修を通じて、安全で安心して働ける環境作りに皆さまと取り組むセンターを目指しております。

給付基礎日額 3,500円

※ 1)をご参照下さい。

加入期間を保険年度末(☒ 2023年3月末 ☐ 2022年3月末)までとして試算します。

2022年4月から加入(加入期間 12ヶ月)

※ 2)をご参照下さい。

当年度加入期間分 労災保険料	3,831 円	※ 表示の労災保険料は加入期間の総額です。
年会費	7,000 円	※ 年会費、入会金は本部実施の研修費用等、事務局の運営管理費(サイト運営を含む)に充当します。
入会金	3,000 円	

お支払総額 13,831 円

※ 労災保険料は全額国庫へ納付します。

※ お申込み手続きが完了されましたら、お振込み等のご案内メールを送信します。

※ 労災保険料等の税務処理は「よくあるご質問」をご参照下さい。



全国芸能従事者労災保険センター
東京労働局申請中

☎ 03-5761-8338

受付時間 9時～17時

試算とお申込 >

HOME

団体のご案内

お問い合わせ

会員ページ

様式ダウンロード

Art Workers Japan

HOME > 様式ダウンロード

📄 様式ダウンロード

事故発生報告票



事故発生報告票【業務災害用】

芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について

総 情 作 第 28 号
2 文 経 際 第 49 号
2 文 参 芸 第 242 号
基 安 安 発 0326 第 1 号
基 安 衛 発 0326 第 1 号
雇 均 在 発 0326 第 1 号
20210305 情 局 第 1 号
令 和 3 年 3 月 26 日

記

別記団体の長 殿

総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長
文化庁文化経済・国際課長
文化庁参事官（芸術文化担当）
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課長
経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課長

芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について

放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその他演出若しくは企画の作業に従事する者（以下「芸能従事者」という。）には、労働者ではないいわゆるフリーランスとして就業する者が含まれています。

政府が実施したフリーランス実態調査の結果では、調査対象者のうちフリーランスとしての仕事を原因とする病気や怪我をしたことがある者は約2割、このうち仕事を中断する程度の病気や怪我をした者は半数の約1割であるなど、フリーランスとして就業する者の安全衛生対策が必要と考えられます。

つきましては、フリーランスを含めた芸能従事者の就業中の事故防止対策等を徹底するため、下記の安全衛生対策について貴団体傘下会員の皆様に周知徹底いただくとともに、貴団体傘下会員の業務内容等を踏まえたガイドライン又はチェックリスト等を作成するなど、その実施の促進に努めていただきますようお願い申し上げます。

1 計画段階における安全性の検討

放送番組等の制作を発注する者又は芸能従事者のうち当該発注を受けて制作管理を行う者（以下「制作管理者」という。）は、制作の作業の計画段階において、あらかじめ撮影場所、撮影資材、制作の作業の方法についての安全性を検討すること。併せて、安全衛生対策の実施に必要な予算の確保についても配慮すること。

なお、発注者、芸能従事者及び制作管理者の範囲は別添を御参照ください。

2 現場における災害防止措置

芸能従事者は以下の取組を行うこと。

（1）資材による危険の防止

車輻、電気設備、大道具、小道具、危険物、撮影機材等の資材についての安全性を点検するとともに、撮影、録音等技術受託をした関係事業者等が現場へ持ち込んだ資材についても、点検結果を報告させる等現場における資材による危険を防止すること。

（2）演技、撮影、照明等の作業における危険の防止

演技、撮影、照明等の作業の方法については、防護設備又は保護具の必要姓、演技者、撮影者等の技能レベルに応じた演技速度の調整、訓練又は練習の必要性を検討し、安全な方法により作業を実施すること。

3 安全衛生に関する対策の確立等

制作管理者は以下の取組を行うこと。

（1）安全衛生に関する責任体制の確立

現場における安全衛生責任者を選任する等業務の遂行体制に応じた安全衛生に関する責任体制を確立すること。

（2）安全衛生基準の策定等

安全衛生に関する責任体制、資材の管理、作業の方法等について現場における具体的安全衛生基準を策定し、関係者に周知すること。

（3）専門家による安全性の検討

特撮用機材、擬闘等安全性を検討するうえで専門的知識を必要とする作業については、専門家に検討を依頼する等、その実効を期すこと。

（4）安全衛生教育の実施

制作の作業の関係従事者に対し、作業前打合せ等の機会に、資材、作業方法等に係る危険性、災害防止措置等について安全衛生教育を行うこと。



文化庁の紹介



政策について



行事・シンポジウム



広報・報道・お知らせ



統計・白書・出版物

申請

[ホーム](#) > [政策について](#) > [文化審議会・懇談会等](#) > [その他の懇談会等](#) > 文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議

1. 取扱要項・委員名簿

[取扱要項・委員名簿](#)  (205KB)

2. 開催状況

- ▶ [第1回](#) (令和3年9月17日)
- ▶ [第2回](#) (令和3年11月24日)
- ▶ [第3回](#) (令和4年2月3日)
- ▶ [第4回](#) (令和4年3月28日)

2022/10/21



文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン(検討のまとめ) 概要

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議



I はじめに

- これまで業務内容や報酬等が十分に明示されずに、芸術家等が不利な条件の下で業務に従事せざるを得ない状況や、コロナ禍において契約書等がないために報酬額や活動機会の減少を証明できず、国の支援を受ける上で大きな支障も生じている
- 改善の方向性、契約書のひな型及び解説、実効性確保のための方策等を示すことにより、文化芸術分野における適正な契約関係の構築、ひいてはプロフェッショナルの確立を目指し、安心・安全な環境での持続可能な文化芸術活動の実現を図ることを目的とする
- 文化芸術基本法第16条の芸術家等のうち、個人で活動する芸術家等が一方当事者となって、事業者や文化芸術団体等から依頼を受けて行う文化芸術に関する業務の契約関係を対象

II 文化芸術分野における契約上の課題

- 関係者間の信頼関係や従来の慣習等により、口頭による契約が多い
- 分野、職種、案件により、業務内容や契約期間が異なるなど契約が多様であり、契約書作成に係る事務負担が大きい
- 業務内容が創作過程で変わることもあるため、契約時に業務内容や業務量を正確に見積もることが困難
- 契約書があっても一方的な内容であれば、芸術家等が不利益を被ったり、トラブルに発展したりする 等

III 課題を踏まえた改善の方向性

契約内容明確化の
ための契約の書面化

- 契約の書面化の推進のため、各分野や業界等の実情に応じた推進方法が求められる
- 書面の形は契約書以外にも様々であるが、メール等を含め記録に残すことが重要

取引の適正化の促進

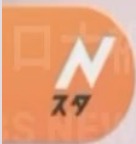
- 報酬や取引条件について、芸術家等が協議・交渉しやすい環境を整備していくことが必要
- 専門性や提供する役務に見合った報酬とするなど、取引の適正化を促進していく必要

IV 取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき事項等

- | | |
|------------------|--|
| (1) 業務内容 | ○ <u>具体的な業務や期間等を可能な限り明確に</u> 、できない場合は理由や予定期日を記載 |
| (2) 報酬等 | ○ 業務内容や専門性等に応じた適正な金額となるよう <u>双方で十分に協議</u> 、諸経費も明確に |
| (3) 不可抗力による中止・延期 | ○ 契約段階において十分に協議、事後的に協議する場合は <u>業務の履行割合等を勘案</u> し決定 |
| (4) 安全・衛生 | ○ 発注者は <u>受注者の安全に配慮</u> 、事故・ハラスメント防止のため <u>責任体制を確立</u> |
| (5) 権利 | ○ 許諾の場合の利用範囲や譲渡の範囲など <u>取扱いを明確に</u> 、 <u>対価の決定時に十分考慮</u> |
| (6) 内容変更 | ○ <u>変更内容も書面により明確に</u> 、変更による <u>負担の増減等を勘案して報酬等に反映</u> |
- 基本的な項目のほか、広告宣伝、クレジット（氏名表示）、損害賠償責任、暴力団排除、契約終了後、秘密保持等、中途解約、紛争解決に関する条項や、所属事務所等が発注者と契約する場合の留意点を整理
 - スタッフの制作や技術等に関する業務委託契約、実演家の出演に関する業務委託契約を対象として、契約書のひな型例及び解説を作成
 - 分野共通的な項目や取引の適正化の観点から基本的な項目に絞って提示しており、柔軟に工夫し活用されることを期待

V 適正な契約関係の構築に向けた実効性確保のための方策

- 官民一体となって、中長期的に継続して取り組む必要
- 行政には、研修会の実施や相談窓口の設置をはじめとする継続的な取組や支援を行うこと、また既存の各種法令に違反する事実が認められる場合は各行政機関において適切に対応されることを期待
- 当事者となる事業者等及び業界団体には、ルール作りや環境整備に努めること、芸術家等においては知識を深め、協議等の努力を行うことを期待



コロナ禍で“収入減”フリーランス多い「芸能従事者」の心

コロナ禍で“心の健康”困難
芸能従事者の相談窓口

芸能従事者

こころの119



その他の動画
こころの119



Arts Workers Japan

一般社団法人日本芸能従事者協会

芸術・芸能の仕事に従事するすべての方と、日本の文化の発展をともに考え、実現していくための協会です。

代表理事 森崎めぐみ
設立日 令和3年9月
URL <https://artsworkers.jp>

東京労働局承認

全国芸能従事者労災保険センター

あらゆる業種の芸能従事者のための、政府労災の加入窓口です。
全国の加入者の方々とともに、安全対策をしています。

理事長 森崎めぐみ
設立日 令和3年4月
URL <https://geinourousai.org>

